

令和5年度鳥取県ふぐ処理師試験受験案内

1 試験の日時

- (1) 学科試験 令和6年2月1日(木) 午前10時から正午まで
- (2) 実技試験 令和6年2月1日(木) 午後1時から

2 試験の場所

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷(学科、実技試験とも)

3 試験科目

【学科試験】

- (1) 水産食品の衛生に関する知識
- (2) ふぐに関する一般知識

【実技試験】

ふぐの処理(ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)

4 受験願書の受付期間

令和5年11月17日(金)から12月1日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日を除く。)

なお、郵送による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。(必着)

5 受験願書の提出先

次の所属のうち住所地を管轄するもの(以下「保健所」という。)に提出すること。

鳥取市健康子ども部鳥取市保健所生活安全課(〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4)

鳥取県中部総合事務所倉吉保健所生活安全課(〒682-0802 倉吉市東巖城町2)

鳥取県西部総合事務所米子保健所生活安全課(〒683-0054 米子市糺町一丁目160)

なお、県外に住所地を有する場合は、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課(以下「くらしの安心推進課」という。)に提出すること。

くらしの安心推進課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220)

6 受験願書の添付書類

- (1) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの)
- (2) 受験手数料に係る納付済証、領収書又は領収証書

7 受験手数料及びその納付方法

次のとおり受験手数料及び実技試験に用いるふぐの代金を納付すること。

- (1) 受験手数料9,040円を県が配布する納付書により、又は県庁本庁舎及び各総合事務所の納付窓口において納付すること。なお、既納の手数料は、原則還付しない。
- (2) 実技試験に用いるふぐの代金は、受験票に記載する金額とし、試験当日の受付時に現金

にて納付すること。なお、納付できない場合は受験を認めない。

8 受験に当たっての注意事項

- (1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。
なお、受付は、午前9時20分から開始する。
- (2) 受験者は、次のものを持参すること。
 - ア 学科試験
受験票及び筆記用具
 - イ 実技試験
受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物
なお、白衣は、調理に適した衛生的な服装であれば白色に限らないものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出ないようなものとする。衛生的に身だしなみを整えるなど、食品等取扱者としての衛生管理に留意の上、受験してください。
- (3) 感染症対策について
 - ア 試験当日に、風邪の症状（発熱、咳など）、倦怠感（強いだるさ）、呼吸困難（息苦しい）といった症状を感じる方は、受験をお控えください。
 - イ 試験当日の鳥取県内の感染状況によっては、会場出入り口における手指の消毒や、会場におけるマスクの着用といった、感染防止対策へのご協力をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ウ 試験会場では、窓・扉の開放等により換気を行うことがあります。

9 合格者の発表

合格者の受験番号を令和6年2月15日（木）に保健所において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。

なお、同日付けで受験者全員に結果を通知する。

10 合否基準

学科試験、実技試験ともに合格基準を満たした者を合格とする。

【学科試験】

原則として、試験の合計得点が300点以上である者を合格とする。ただし、水産食品の衛生に関する知識の得点が30点未満である者は、不合格とする。

【実技試験】

原則として、ふぐの処理（種類の鑑別）の得点が60点以上かつふぐの処理（毒性臓器の鑑別を含む）の得点が80点以上である者を合格とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、不合格とする。

- (1) 毒性臓器の鑑別において、卵巣、精巣又は肝臓の正確な鑑別ができていない場合
- (2) 処理後の筋肉に有毒部位が付着している場合
- (3) ふぐの可食部と不可食部の正確な鑑別ができていない場合

11 その他

- (1) 提出された書類が、虚偽の内容が記載されたものであることが判明したときは、合格を

取り消す。

(2) この試験の得点については、即時に開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降2週間が経過する日までの間に、くらしの安心推進課又は保健所（鳥取市健康子ども部鳥取市保健所生活安全課を除く。）に受験票を持参の上、その旨を申し出ること。

(3) 受験願書の提出状況によっては、受験願書の提出時点で本県に居住していない者（鳥取県内に勤務先を有する者を除く。）からの受験を断る場合がある。

なお、受験を断った場合は既納の手数料を還付する。

(4) 試験の詳細については、下記に問い合わせること。

くらしの安心推進課 鳥取市東町一丁目220（0857-26-7211）

<伯耆しあわせの郷周辺地図>

